

ずい道等の掘削等作業主任者技能講習に 補講が必要となります

粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令及びずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する改正告示が、令和2年6月15日に公布及び告示され、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行されます。

改正の省令・告示の概要

1 粉じん則関係

- (1) 粉じん作業を行う坑内作業場における空気中の粉じんの濃度の測定について、当該坑内作業場の切羽に近接する場所で行うこと。当該空気中の粉じんの濃度の測定を行うときは、原則、当該坑内作業場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定すること。
- (2) (1)の空気中の粉じんの濃度の測定の結果に応じ換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定すること。
- (3) 空気中の粉じんの濃度及び遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、これを7年間保存するとともに、当該記録事項を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知すること。
- (4) ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉋物等を動力を用いて掘削する場所における作業、鉋物を動力を用いて積み込み・積み卸す場所における作業及びコンクリート等を吹き付ける場所における作業に労働者を従事させる場合にあっては、一部の作業を除き、当該作業場についての空気中の粉じんの濃度及び遊離けい酸の含有率の測定の結果等に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

2 安衛則関係

- (1) ずい道等の掘削等作業主任者の職務について、換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること、呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと及び呼吸用保護具の使用状況を監視することを追加。
- (2) ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の学科講習の科目のうち、「作業環境等に関する知識」を「作業環境の改善方法等に関する知識」に改める。

3 告示関係

- (1) ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の講習科目「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」を「工事用設備、機械、器具、作業環境の改善方法等に関する知識」に改める。
- (2) (1)の講習科目に係る範囲に、「空気中の粉じんの濃度等の測定方法」及び「換気等の方法」を追加し、「保護具」を「要求性能墜落制止用器具その他の命綱、保護帽及び呼吸用保護具」に改め、当該科目の講習時間を1時間30分増やして5時間30分とする。

4 施行日及び経過措置

(1) 改正省令及び改正告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、2(1)改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(2) ずい道等の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。)又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工(ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業については、令和4年3月31日までの間は、改正省令の施行の日前に改正前の講習科目によるずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、ずい道等の掘削等作業主任者を選任することができること。

上記期間の経過後において、改正省令の施行の日前に旧規則の規定により行われたずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者であって、令和6年3月31日までの間に登録教習機関が行う講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものをずい道等の掘削等作業主任者に選任することができること。

ずい道等の掘削等作業主任者技能講習特例講習の基準（抜粋）

1 受講できる者

受講者は、改正省令の施行の日前に改正前の安衛則の規定により行われたずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者であること。

2 実施期間

令和6年3月31日までに実施すること。

3 特例講習の内容

講習の科目	講習科目の範囲	時間
作業環境の改善方法等に関する知識	空気中の粉じんの濃度等の測定方法 換気等の方法 呼吸用保護具	1時間30分
関係法令	法、労働安全衛生法施行令、安衛則及び粉じん障害予防規則中の作業環境の改善方法等に関連する条項	30分

特例講習の内容については、以下の事項に留意すること。

(1) 「空気中の粉じんの濃度等の測定」は、粉じん則第6条の3及び第6条の4第2項の規定による空気中の粉じんの濃度等の測定であること。

(2) 「換気等」の「等」には、局所集じん機、伸縮風管若しくはトラベルカーテンの採用、低粉じん剤若しくはエアレス吹付等粉じんの発生を抑制する措置の採用又は遠隔吹付技術の採用等が含まれること。

(3) 「呼吸用保護具」には、粉じん則第27条第2項に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用に関する事項が含まれること。